

シチュエーション1 勤務校が避難所となった場合、どのような事務処理が必要と考えられるか。

②給与

(1)管理職員特別勤務手当

支給要件	・週休日等に処理することが必要な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務 ・交代制勤務に従事する特定管理職員が祝日法による休日等又は年末年始の休日等に命じられて正規の勤務時間中に行う勤務 ※勤務時間が1時間にも達しないなどきわめて短時間の勤務は対象とならない。
支給対象者	校長…4種 教頭・副校長…5種
支給額	1回につき 4種…6,000円 5種…4,000円 6時間を超える場合はその金額の1.5倍
支給手続	管理職員特別勤務実績簿に記載。月例報告

(2)教員特殊業務手当 ※学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務

支給要件	以下ア～ウの業務にあたる時 ア 児童・生徒の保護、又は防災・復旧の業務 イ 児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 児童・生徒の緊急の補導業務 なおかつ、次の勤務時間の要件に該当するとき 勤務日…通常勤務に引続き5時間45分またはこれと同程度 週休日…終日(日中8時間程度)またはこれと同程度 半日勤務日…通常勤務に引続き7時間45分またはこれと同程度 午前2時～午前8時の時間帯
支給対象者	教諭、養護教諭、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、講師
支給額	ア:6,400円 イ:6,000円 ウ:6,000円 ※1日あたり
支給手続	特殊業務整理簿に記載。月例報告

(3)時間外勤務手当、休日勤務手当

支給要件	正規の勤務時間を超えて勤務を命じられ、実際に勤務したとき。
支給対象者	学校栄養職員、学校事務職員
支給額	
支給手続	時間外勤務・休日勤務命令簿に記載。月例報告

書類様式

- (1)管理職員特別勤務実績簿
(2)特殊業務整理簿
(3)時間外勤務・休日勤務命令簿

根拠法規
通知文書

- (1)公立学校職員の給与に関する条例第20条の2
平成4年3月18日 人事委員会規則第5号 管理職員特別勤務手当に関する規則
平成4年3月18日 3高人委第358号
管理職員特別勤務手当の運用について(通知) (高教必P2225～)
(2)公立学校職員の給与に関する条例第16条、職員の給与の支給に関する規則別表第2の4
(3)公立学校職員の給与に関する条例第18条